

中小企業省力化投資補助事業（一般型）

2025/03/03更新

分類	NO.	質問内容	現回答
制度概要	1	省力化投資補助事業の目的について教えてください。	中小企業等の売上拡大や生産性向上を後押しするため、人手不足に悩む中小企業等がIoT・ロボット等の人手不足解消に効果がある汎用製品や設備を導入するための事業費等の経費の一部を補助することにより、省力化投資を促進して中小企業等の付加価値額や生産性向上を図るとともに、賃上げにつなげることを目的としております。
	2	カタログ型と一般型の違いは何ですか。	カタログ型では人手不足解消に効果がある汎用製品を「カタログ」に掲載し、中小企業等が選択して導入できるようにしております。一般型では、中小企業等の個別の現場の設備や事業内容等に合わせた設備導入・システム構築等の多様な省力化投資に対応できます。
	3	カタログに掲載されている製品を一般型でも申請できますか。	カタログに掲載されている製品については原則カタログ注文型で申請を行ってください。ただし、製品カタログに掲載されている製品をそのまま導入するのではなく、事業者の導入環境に応じて周辺機器や構成する機器の数、搭載する機能等が変わる場合や、省力化に資する汎用設備を複数組み合わせることでより高い省力化効果や付加価値を生み出す場合には、本事業の対象となり、審査の際にも考慮されます。
	4	オーダーメイド設備とは何ですか。	ICTやIoT、AI、ロボット、センサー等を活用し、單一もしくは複数の生産工程を自動化するために、外部のシステムインテグレータ（SIer）との連携などを通じて、事業者の個々の業務に応じて専用で設計された機械装置やシステム（ロボットシステム等）のことを行います。
	5	「汎用設備」の定義を教えてください。	事業者毎に開発等を前提とした設備となります。
	6	jGrantsとは何ですか。	デジタル庁が運営する補助金の電子申請システムです。
	7	オーダーメイド設備の定義について教えてください。	中小企業省力化投資補助事業（一般型）における、オーダーメイド設備とは、ICTやIoT、AI、ロボット、センサー等を活用し、單一もしくは複数の生産工程を自動化するために、外部のシステムインテグレータ（SIer）との連携などを通じて、事業者の個々の業務に応じて専用で設計された機械装置やシステム（ロボットシステム等）のことを行います。なお、汎用設備であっても、事業者の導入環境に応じて周辺機器や構成する機器の数、搭載する機能等が変わる場合や、汎用設備を組み合わせて導入することでより高い省力化効果や付加価値を生み出すことが可能である場合には、オーダーメイド設備であるとみなします。
	8	システムインテグレータ（SIer）とは何ですか。	ロボットはじめ、様々な周辺装置を組み合わせてシステムを構築する専門家になります。SIerは各企業ごとに得意分野や得意業務等が異なりますので、選定する際には、日本ロボットインテグレーター協会の「ロボット活用ナビ ロボットシステムインテグレータ検索」（ https://www.robonavi.com/sier_search/index.php ）や「会員企業ハンドブック」（ https://www.farobotsier.com/doc/handbook/Handbook20250101.pdf ）をご活用いただき、ご自身の事業計画に合ったSIerを選定してください。
	9	知的財産とは何ですか。	知的財産基本法第2条第1項において、「知的財産」とは、発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるもの（発見又は解明がされた自然の法則又は現象であって、産業上の利用可能性があるものを含む。）、商標、商号その他事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報をいうこととされています。 また、同法第2条第2項において、「知的財産権」とは、特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、商標権その他の知的財産に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利とされています。 詳細は特許庁HPをご確認ください。 https://www.jpo.go.jp/system/basic/index.html
	10	「事業計画期間（3～5年）」とありますが、任意で決められますが。	任意で決められます。3 or 4 or 5年の事業計画を立ててください。
応募・交付申請	1	補助対象経費の総額に補助率を乗じた額が補助上限を上回る場合、全額補助してもらうことはできますか。	補助対象経費の総額に補助率を乗じた額が補助上限額を上回る場合、補助上限額の範囲内で補助金が交付されます。
	2	補助上限額、補助率を教えてください。	本事業における補助上限額、補助率は以下になります。 補助上限額 従業員数5名以下：750万(1,000万) 従業員数6～20名：1,500万(2,000万) 従業員数21～50名：3,000万(4,000万) 従業員数51～100名：5,000万(6,500万) 従業員数101人以上：8,000万(1億) と従業員数ごとに異なります。 ※大幅な賃上げ特例を適用する場合、()内の値に補助上限額を引き上げます。 補助率 中小企業者1/2、小規模・再生事業者2/3 ※補助金額1,500万円までは1/2もしくは2/3。補助金額1,500万円を超える部分は1/3になります。 ※最低賃金引き上げ特例を適用する場合は、補助率を2/3に引き上げます。（小規模・再生事業者は除く。） 詳しくは公募要領をご確認ください。
	3	1人当たり給与支給総額又は給与支給総額の目標を達成できなかった場合、どうなりますか。	達成率に応じて補助金の返還を求めます。 達成率の高い目標値の未達成率を乗じた額の返還を求めます。 ただし、付加価値額が増加しておらず、かつ企業全体として事業計画期間の過半数が営業利益赤字の場合などや、天災など事業者の責めに負わない理由がある場合は、上記の補助金返還を求めません。 詳しくは公募要領をご確認ください。

分類	NO.	質問内容	現回答
応募・交付申請	4	補助事業実施場所は日本にありますが、本社が海外にある場合でも補助対象者になりますか。	本事業の補助対象者は、日本国内に本社及び補助事業の実施場所を有する事業者を対象とします。 詳細は公募要領をご確認ください。
	5	人件費にはどんな経費が含まれますか。	人件費は、給与支給額に加えて福利厚生費、法定福利費、退職金を含みます。 [含まれるもの] ・売上原価に含まれる労務費（福利厚生費、退職金等を含んだもの。） ・一般管理費に含まれる役員給与、従業員給与、賞与及び賞与引当金繰入れ、福利厚生費、退職金及び退職給与引当金繰入れ ・派遣労働者、短時間労働者の給与を外注費で処理した場合のその費用
	6	従業員数にはアルバイトも含まれますか。	以下に該当しないアルバイトは含まれます。 ・日々雇い入れられる者 ・2ヶ月以内の期間を定めて使用される者 ・季節的業務に4ヶ月以内の期間を定めて使用される者 ・試みの使用期間中の者
	7	従業員数には契約社員も含まれますか。	以下に該当しない契約社員は含まれます。 ・日々雇い入れられる者 ・2ヶ月以内の期間を定めて使用される者 ・季節的業務に4ヶ月以内の期間を定めて使用される者 ・試みの使用期間中の者
	8	事業計画期間において毎年、申請時と比較して労働生産性を年平均成長率（CAGR）4.0%以上向上させる事業計画を策定し…と記載あるが、年平均成長率の算出式はありますか。	労働生産性は、以下のように定義します。式中の各値は、報告を行う時点で期末を迎える直近の事業年度の値を用いるものとします。 $(\text{付加価値額}) = (\text{営業利益}) + (\text{人件費}) + (\text{減価償却費})$ $(\text{労働生産性}) = (\text{付加価値額}) \div (\text{労働者数} \times)$ $(\text{労働生産性の年平均成長率}) = [\{\text{効果報告時の労働生産性}\} \div (\text{応募申請時の労働生産性})] ^ {(\text{効果回数}) - 1} \times 100\ (%)$ なお、応募申請時の労働生産性については、応募申請時で確定している直近の決算書に基づいて算出してください。 ※「労働者数」とは、「公募要領 1-3-1補助対象者」に記載する従業員数に役員（個人事業主の場合は事業主及び専従者）の人数を加えたもの。
	9	「補助事業を完了した事業年度の翌年度以降、事業計画終了時点において、1人あたり給与支給額の年平均成長率が事業実施都道府県における最賃の直近5年間の年平均成長率以上、又は給与支給額の年平均成長率2.0%以上増加目標が達成できていない場合は、達成率に応じて補助金の返還を求めます。」とありますが、この「事業計画終了時点」とは、いつのことを指していますか。	「事業計画終了時点」とは、3年の事業計画であれば3年後、5年の事業計画であれば5年後を指します。3年の事業計画の場合、3年後の給与支給額が基準年度の給与支給額と比較して約6.12%以上増加していれば良く、期中の年度で目標の増加率を達成していくなくても、返還を求めません。
	10	事業場内最低賃金の「事業場」とは、具体的にどこを指すですか。	応募申請書に記載された補助事業の実施場所となります。事業場内最低賃金とは、補助事業実施場所で働く従業員に適用する時給額（月給制などの場合は時給換算した額）のうち最も低い額となります。また、地域別最低賃金とは、補助事業実施場所が所在する都道府県に適用される最低賃金となります。
	11	補助事業の実施場所は、採択されてから決めて良いですか。	補助事業がスムーズに進まない恐れがありますので、実施場所は確定している状態で応募してください。また、採択後に実施場所を変更することは原則として認められていません。 ※応募申請時点で建設中の場合や土地(場所)のみを確保して建設予定である場合は対象外となります。 補助事業の実施場所が自社の所有地でない場合、交付申請までに、不動産登記事項証明書により所有権が移転していることや賃貸借契約書等により使用権が明確であることが必要です。
	12	加点を希望する場合、どのような書類を提出すればよいですか。	提出書類につきましては「応募申請の事前準備について」や、今後公開する「応募申請の手続き」をご確認ください。
	13	賃金引き上げによる加点を受けたものの計画が未達となった場合、何かペナルティはありますか。	賃上げ加点について効果報告において未達が報告された場合は、当該報告を受けてから18ヶ月、当補助金の次回公募及び中小企業庁が所管する補助金（本補助金を含む）への申請において大幅に減点します。
	14	機械装置・システム構築費の対象経費の区分として、「①もしくは②と一体で行う、改良又は据付けに要する経費」とありますが、「一体で行う」とは具体的にどういう意味ですか。	本補助金（今回応募する事業）で新たに購入、製作（構築）、借用した機械装置・システムの改良又は据付け（設置場所に固定等）であれば対象となることを意味します。既存の機械装置・システムの改良・修繕又は据付けに要する経費は対象外となります。
	15	採択を受けた補助事業が、補助事業実施期間内に完了する事が難しくなったときは、どのように対応すればよいですか。	補助事業者は、自己の責任によらない理由により、補助事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難になったと認められる場合は、補助事業実施期間の延長が認められます。ただし、採択発表日から20ヶ月後の日までに実績報告を終える必要があります。具体的な期限延長の方針は追って御案内いたします。
	16	事業場内最低賃金の引き上げ要件が未達の場合、交付決定の取消や補助金の返還を求められることがありますか。	補助事業を完了した事業年度の翌年度以降、事業計画期間中の毎年3月末時点において、事業場内最低賃金の引き上げ目標が達成できていない場合は、補助金額を事業計画年数で除した額の返還を求めます。 ただし、付加価値額が増加しておらず、かつ企業全体として当該事業年度の営業利益赤字の場合などや天災など事業者の責めに負わない理由がある場合は、上記の補助金返還を求めません。
	17	収益納付が必要となるのはどのようなケースですか。	収益納付は求めません。

分類	NO.	質問内容	現回答
応募・交付申請	18	常勤従業員の定義を教えてください。	常勤従業員は、中小企業基本法上の「常時使用する従業員」をいい、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の预告を必要とする者」と解されます。これには、日々雇い入れられる者、2か月以内の期間を定めて使用される者、季節的業務に4か月以内の期間を定めて使用される者、試用期間中の者は含まれません。
	19	複数個の導入設備を補助対象として応募・交付申請を行う際、交付申請額が上限額を超えて申請は可能ですか。	申請いただることは可能です。 なお、補助対象経費の総額に補助率を乗じた額が補助上限額を上回る場合、補助上限額の範囲内で交付決定されます。
	20	導入設備の支払い方法は現金ですか。銀行振込ですか。	支払いは、銀行振込の実績で確認を行います（手形払等で実績を確認できないものは対象外）。
	21	複数種類の導入設備の申請は可能ですか。	申請いただることは可能です。 なお、補助対象経費の総額に補助率を乗じた額が補助上限額を上回る場合、補助上限額の範囲内で交付決定されます。
	22	応募申請の後、法人形態が変更となりました。この場合の手続きはどのようにすればよいですか。	補助事業実施期間内に大企業になった等の事情で補助対象者の要件を満たさなくなった場合には、補助対象外となり、補助金の交付決定の取消や返還が必要です。補助事業実施期間終了後に補助対象者の要件を満たさなくなった場合には、交付決定の取消はしません。
	23	応募申請の後、個人事業主が医療法人になった場合は、どのように手続きをすればよいですか。	補助事業終了後に個人事業主が医療法人になった場合は、財産処分の扱いとなり、補助金額の一部を返還していただく必要があります。（補助事業終了前に医療法人になった場合は補助金は支払われません。）
	24	個人事業主として交付決定したあとに法人化した場合、本補助金の交付決定が取り消されたり、補助金の返還を求められることはありますか。	債権の譲渡になりますので、事前に独立行政法人 中小企業基盤整備機構の承認を得る必要があります、事案毎に判断させていただきます。なお、事前承諾なしに実施した場合は交付決定取消となり、補助金の返還が必要となります。
申請要件	25	1人当たり給与支給総額を算出するにあたって、効果報告時までに同一人の従業員がいかなくなってしまった場合はどのように算出すれば良いですか。	その場合は同一人で見る必要はなく、給与支給総額を、各事業年度において全月分の給与等の支給を受けた従業員数で除して算出して下さい。中途採用や退職等で全月分の給与等の支給を受けない従業員については、全月分の給与等の支給を受けない事業年度に限り、算定の対象から除外が必要があります。 なお、当該事業年度において、産前・産後休業、育児休業、介護休業など事業者の福利厚生等により時短勤務を行っている従業員は、算定対象から除くことができます。
	1	大幅な賃上げに取り組む場合、どのような賃上げが求められますか。	大幅な賃上げに取り組む事業者は次の2つの要件を全て満たすことが求められます。 ①事業計画期間において給与支給総額を年平均成長率6.0%以上増加する。 ②事業計画期間内において、事業場内最低賃金を地域別最低賃金 + 50円以上とする。
	2	省力化指数とは何ですか。	補助事業者の業務領域・導入環境において、当該事業計画により業務量が削減される割合になります。 省力化指数 = [(設備導入により削減される業務に要していた時間)-(設備導入後に発生する業務に要する時間)] ÷ (設備導入により削減される業務に要していた時間) で計算されます。本指標に用いる「設備導入により削減される業務に要していた時間」には既存業務の削減時間を組み込むことが基本です。加えて、新規出店を行う場合(新規事業は除く)では、新たな業務プロセスで潜在的・将来的に存在する人手での削減時間も組み込むことが可能です。
	3	基本要件を達成できなかった場合、補助金額が変更されることありますか。	【公募要領 2-5 基本要件未達の場合の補助金返還義務及び免除要件】 1人当たり給与支給総額：補助事業を完了した事業年度の翌年度以降、事業計画終了時点において、1人当たり給与支給総額の年平均成長率が事業実施都道府県における最低賃金の直近5年間の年平均成長率以上、又は給与支給総額の年平均成長率を2.0%以上増加させる目標が達成できていない場合は、達成率に応じて補助金の返還を求めます。達成率の高い目標値の未達成率を乗じた額の返還を求めます。 事業場内最低賃金の増加目標が未達の場合：補助事業を完了した事業年度の翌年度以降、事業計画期間中の毎年3月末時点において、事業場内最低賃金の引き上げ要件が達成できていない場合は、補助金額を事業計画年数で除した額の返還を求めます。
	4	「みなし法人」は、応募・交付申請することが可能ですか。	みなし法人は対象としているので、通常の個人事業主としての扱いとなります。
	5	「みなし大企業」は、応募・交付申請することが可能ですか。	みなし大企業は本事業の補助対象事業者となりません。 詳細は公募要領を参照してください。
	6	医療法人は、応募・交付申請することが可能ですか。	医療法人は本事業の補助対象事業者となりません。 詳細は補助事業者公募要領を参照してください。
	7	海外企業や海外企業の子会社は、応募・交付申請することができるですか。	本事業の補助対象者は、日本国内に本社及び補助事業の実施場所を有するものに限ります。 詳細は公募要領を参照してください。
	8	個人事業主は補助対象事業者で申請可能ですか。	申請可能です。
	9	過去の中小企業省力化投資補助金（一般型）に採択された事業者も申請可能ですか。	同一法人・事業者の応募は、公募毎に1申請に限り、同時申請はできません。 なお、各公募回での応募締切日を起点にして18か月以内に、本事業の交付決定を受け、事務局からの補助金支払が完了していない事業者は補助対象外です。
	10	他から提出された事業と同一若しくは極めて類似した内容の事業として2回指摘を受けたことがあります。申請可能ですか。	他と同一又は酷似した内容の事業を申請した場合、1回目の指摘では次回、2回目以降の指摘では次回と次々回の公募について、申請ができません。
	11	補助事業終了後5年以内に補助対象者の要件を満たさなかった場合、補助金の返還が必要ですか。	補助事業実施期間内に大企業になった等の事情で補助対象者の要件を満たさなくなった場合には、補助対象外となり、補助金の交付決定の取消や返還が必要です。補助事業実施期間終了後に補助対象者の要件を満たさくなった場合には、補助金の返還は必要ありません。ただし、個人事業主が医療法人になった場合は、財産処分の扱いとなり、補助金額の一部を返還していただく必要があります。
	12	どういった雇用形態の人でも地域別最低賃金+30円を満たす必要がありますか。	満たす必要があります。ただし、都道府県労働局長から最低賃金の減額特例の許可を受けている労働者は地域別最低賃金+30円を満たしている必要はありません。

分類	NO.	質問内容	現回答
申請要件	13	「親会社と子会社は同一法人とみなし、いずれか 1 社のみでの申請しか認められません」とありますが、重複案件に関する「親会社・孫会社」について、 ① 株式会社の場合、公募要領に記載のある「議決権」は何で確認すればよいですか。 ② 比率については、どの資料で確認するのですか。	以下のとおりの対応といたします。 ① 株式会社の場合は、議決権数を「株式数」と読み替えて算定しても構いません。 ② ご提出いただけた事業計画書に記載されている「出資比率（%）」を確認のうえで判断いたします。
	14	国の他の助成制度との重複は補助対象外とされていますが、保険診療を行なっている医療機関や介護保険サービスを提供している介護事業者は申請できませんか。	公的医療保険・介護保険からの診療報酬・介護報酬との重複がある事業を申請する事業者は補助対象となりません。 保険診療（診療報酬・介護報酬を受ける事業）に対して補助することは、国の公金の二重支給となりますので補助対象外としております。保険診療ではない自由診療やサービスのみである場合については、補助対象です。 なお、補助対象に当たるか否かの判断は、あくまで申請をいただいた事業計画の内容をもって審査します。窓口では回答できかねますので何卒ご了承ください。
	15	外部 システムインテグレータ（SIer）を活用する場合、保守・メンテナンス契約を締結することが要件となっていますが、外部 SIer を活用することは必須ですか。	必須ではありません。例えば、SIer でなくとも制度趣旨に合致するようなロボット・装置・工作機械等を組み合わせたシステムの構築ができる方が、内外を含めた事業の実施体制の中にいれば問題ありません。
	16	外部 システムインテグレータ（SIer）との保守・メンテナンス契約は、どのような内容を盛り込む必要があるですか。	事業計画期間内における保守・メンテナンスがなされることが約されていることを求めます。以下の内容が記載されていることを確定検査で確認します。 ・保守対象システムの名称 ・保守期間 ・保守内容、保守範囲 ・保守方法 ・保守費用 ・保守体制、連絡先
	17	「（過去又は現在の）国（独立行政法人等を含む）が助成する制度との重複を含む事業を申請する事業者」は補助対象外となっておりますが、国（独立行政法人等を含む）の「等」には地方自治体（市区町村）は含まれますか。	国（独立行政法人等を含む）の「等」には地方自治体（市区町村）は含まれません。
	18	応募申請時に計画した労働生産性の向上目標が達成できなかった場合、交付決定の取消や補助金の返還対象になりますか。	労働生産性の向上目標を達成できなかつて交付決定取消、補助金返還になることはありませんが、意図的に省力化製品を未使用のまま放置していた等、補助事業者の故意・過失が原因で未達であった場合は、補助金の返還となる可能性があります。
	19	事業場内最低賃金（補助事業を実施する事業場内で最も低い賃金）に非常勤は含まれますか。	非常勤も含みます。
	20	大幅な賃上げの取組は必須ですか。	大幅な賃上げの取組はあくまでも特例措置であり、必須ではありませんが、給与支給総額や事業場内最低賃金は、基本要件に基づいて引き上げる必要があります。詳細は公募要領をご確認ください。
	21	資本金と従業員数の双方が中小企業要件に該当しなければ申請できませんか。	資本金又は従業員数のどちらか片方が中小企業要件に該当する場合は、申請が可能です。双方が該当しない場合は申請できません。 また、本事業の補助対象となるには、すべての要件を満たす必要があります。
	22	医療・介護・クリニックは補助対象となりますか。	医療・クリニックについては、医療法人は補助対象外です。また、公的医療保険からの診療報酬との重複がある事業は対象に含みません。 介護については、介護保険からの介護報酬との重複がある事業は対象外です。
	23	採択・交付決定後に別の補助金が交付決定した場合、本補助金の採択・交付決定が取り消されたり、補助金の返還を求められることがありますか。	（過去又は現在の）国（独立行政法人等を含む）が助成する制度との重複を含む事業を申請する事業者のうち、補助対象経費が重複している事業、公的医療保険・介護保険からの診療報酬・介護報酬、固定価格買取制度との重複がある事業は補助対象なりません。 また、以下に該当する事業者は補助対象外です。 ■本事業において補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第17条による交付決定取消を受けた事業者 ■過去に「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」又は「中小企業等事業再構築促進補助金」の交付決定を受け、応募締切時点で事務局からの補助金支払が完了していない事業者 ■過去3年間に「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」又は「中小企業等事業再構築促進補助金」の交付決定を合計で2回以上受けた事業者 ■観光庁の「観光地・観光産業における人材不足対策事業」により設備投資に対する補助金の交付決定を受けた事業者、あるいはその申請を行っている事業者 なお、これまでに交付を受けたもしくは現在申請している（公募申請、交付申請等すべてを含む。）補助金及び委託費の実績については、必ず応募申請書に記載してください。申請する事業が、これらとの重複を含んでいないか事前によく確認してください。補助対象外であると判明した時点で、交付決定の取消や、補助金の返還を求めます。
	24	非収益事業は、本事業の補助対象となりますか。	非収益事業は本事業の補助対象外です。
	25	非常勤従業員の賃金も最低賃金引上げの対象に含まれますか。	給与支給総額と同様、全従業員（非常勤を含む）が対象となります。
	26	自社がどの業種に当てはまるか教えてください。	「日本標準産業分類」をご参照の上、どの業種に該当されるかをご確認ください。
	27	社会福祉法人は応募・交付申請の対象になりますか。	公募要領に記載の要件を満たす場合は申請可能です。 以下の要件を全て満たす社会福祉法人 ・社会福祉法第32条に規定する所管庁の認可を受け設立されている法人であること。 ・従業員数が300人以下であること。 ・収益事業の範囲内で補助事業を行うこと。
	28	給与支給総額の「全従業員（非常勤を含む）」の「非常勤」にパートやアルバイトは含まれますか。	非常勤者であれば、パート、アルバイト、派遣社員、契約社員、非正規社員、出向者等も含まれます。

分類	NO.	質問内容	現回答
申請要件	29	既に所有する設備を追加導入する場合は、補助対象となりますか。	同一事業場内で製品を追加導入する場合、及び同一法人の別事業場に新規で導入する場合は、省力化効果が得られる事業であれば補助対象となります。
	30	カタログ注文型で製造事業者登録or販売事業者登録をしていますが、一般型で応募・交付申請することは可能ですか。	カタログ注文型で製造事業者登録、販売事業者登録されていても、本補助金の要件に合致すれば申請可能です。詳細は公募要領をご確認ください。
	31	一般型とカタログ注文型の併用は可能ですか。	同じ補助対象に対して併用することは不可としておりますが、別の補助対象に対してであれば可能です。
補助対象製品	32	1人当たり給与支給総額を算出するにあたって、効果報告時までに同一人の従業員がいなくなり、各事業年度において全月分の給与等の支給総額を支給されている従業員もいない場合は、どのように算出すれば良いですか。	補助事業を実施するにあたり同一人の従業員がいなくなることは基本的に想定しておりませんが、結果的に応募申請時から従業員が0人の場合や応募申請時から最終年度まで継続して就業している「同一人」が0人となった場合は給与支給総額の目標値を用いることとします。
	1	既に所有する設備の更新をする場合、補助対象となりますか。	単に汎用設備を単体で導入する事業については、本事業の対象とはなりません。
	2	現在使用している設備の部品交換は補助対象になりますか。	補助対象となる機械装置・システム構築費は ①専ら補助事業のために使用される機械・装置、工具・器具（測定工具・検査工具、電子計算機、デジタル複合機等）の購入、製作、借用に要する経費 ②専ら補助事業のために使用される専用ソフトウェア・情報システムの購入、構築、借用に要する経費 ③①若しくは②と一緒に行う、改良・修繕又は据付けに要する経費であり、部品単体の交換は補助金の対象外となります。
補助対象経費	1	交付決定前に発生した費用は補助対象になりますか。	交付決定前に発生した費用は補助対象外となります。
	2	省力化製品の設置・導入にかかる移動交通費・宿泊費は補助対象となりますか。	補助事業者自身の移動交通費・宿泊費は補助対象外となります。
	3	省力化製品の「設置」にかかる費用は補助対象となりますか。	導入設備の「設置」にかかる費用は「機械装置・システム構築費」「運搬費」に該当し、補助対象となります。 詳細は公募要領をご参照ください。
	4	ソフトウェア単体で申請可能ですか。	事業者の個々の業務に応じて専用で設計されるような、オーダーメイド性のあるソフトウェア単体での申請は可能です。
	5	補助対象外となる導入経費は何ですか。	例えば交付決定前に発生した費用や省力化製品の試運転に伴う原材料費、光熱費等です。 詳細は公募要領をご確認ください。
	6	本事業で開発した製品・サービス及びシステム構築に係るサイバーセキュリティ対策のため、ペネトレーションテスト（侵入テスト）を実施するための費用は対象経費となりますか。	対象となります。また、アプリケーションやサーバ、ネットワークに脆弱性がないかを診断する脆弱性診断（セキュリティ診断）も対象となります。ただし、汎用性が高く、補助金の目的外使用となりうるウイルス対策用ソフトの購入費については補助対象外となります。
	7	設備を事業場に導入するために内装工事が必要です。内装工事にかかる費用は補助対象経費に含まれますか。	専ら補助事業のために使用される機械・装置、工具・器具（測定工具・検査工具、電子計算機、デジタル複合機等）の購入、製作、借用に要する経費と一緒に行う、改良又は据付けに要する経費は対象となります。 「据付け」とは、本事業で新たに購入する機械・装置の設置と一体で捉えられる軽微なもの（設置場所に固定等）に限ります。設置場所の整備工事や基礎工事は含みません。
	8	保険料は補助対象になりますか。	保険料は補助対象外です。
申請方法	1	GビズIDプライムとは何ですか。	GビズIDとは、複数の行政サービスを1つのアカウントにより、ご利用いただけるデジタル庁の認証システムです。 GビズIDには、GビズIDプライム、GビズIDメンバー、GビズIDエントリーという3種類のアカウントがあり、本事業の中小企業等においては、そのうちGビズIDプライムをご登録いただく必要がございます。 GビズIDは、GビズIDのホームページ（ https://gbiz-id.go.jp/top/index.html ）からご登録いただけます。 よろしければ、ホームページに紹介動画が掲載されていますので、ご参照ください。
	2	GビズIDプライムの作成方法について教えてください。	GビズIDホームページ（ https://gbiz-id.go.jp/top/ ）をご確認ください。
	3	実績報告の提出期限はありますか。	本事業を完了のうえ、その日から起算して30日を経過した日又は事業完了期限日のいずれか早い日までに補助事業実績報告書を提出しなければなりません。
	4	実績報告、効果報告の提出期限を過ぎた場合はどうなりますか。	期限までに実績報告、効果報告が提出されなかった場合、交付決定を取り消すことがあります。
	5	応募申請を検討している中小企業等です。 応募申請の手続きは、どのように行えばいいですか。	省力化投資補助金（一般型）は、2025年1月30日に公募を開始し、2025年3月19日から応募申請の受付を開始予定です。申請受付開始後スムーズな手続きを進めていただきますよう、「応募申請の事前準備について」を参考にご準備をお願いいたします。 また、受付開始時には「応募申請の手引き」を公開予定です。応募申請の際には、公開中の公募要領とあわせて必ず熟読ください。
	6	事業計画を策定し向上させる労働生産性は、製品を導入する事業場内の労働生産性が対象ですか。	法人全体の労働生産性が対象です。
	7	専従者は従業員に該当しますか。	専従者は従業員に該当しません。
	8	労働生産性向上の事業計画を入力する際の「人件費、営業利益、減価償却費」等について、どの数値を入力すればよいですか。	労働生産性向上の事業計画の実績値は、直近の損益計算書の各項目に沿って入力してください。 「販売費及び一般管理費」の詳細項目が記載されていない場合、別紙として「人件費、営業利益、減価償却費」等が明記された詳細項目を添付してください。
	9	不採択となった場合、再度申請を行うことは可能ですか。	不採択となった後、再度申請することは可能です。
	10	応募申請時に必要な書類を教えてください。	必要な書類につきましては「応募申請の事前準備について」や、今後公開する「応募申請の手引き」をご確認ください。

分類	NO.	質問内容	現回答
申請方法	11	新規事業で申請する場合、削減工数はどのように入力するか教えてください。	新規事業で申請する場合の削減工数は「0」をご入力ください。
	12	補助事業を実施する事業場が複数ある場合、どの事業場の最低賃金を基準とすればいいですか。	事業場内最低賃金については、最も低い事業場のものを設定ください。年平均成長率については、その事業場が存在する地域の成長率を設定ください。
辞退・取り下げ	1	交付決定後に申請を取り下げることは可能ですか。	一度交付決定となった申請は、原則、取り下げことはできません。ただし、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から10日以内に中小機構に書面をもって申し出ることができます。
その他	1	GビズIDプライムのIDを忘れてしまいました。 どうしたらいいですか。	GビズIDのホームページ（ https://gbiz-id.go.jp/top/index.html ）へお問合せください。
	2	GビズIDプライムのパスワードを忘れてしまいました。 どうしたらいいですか。	申請マイページのログインページに「パスワードを忘れた方はこちら」というリンクがございます。リンク先のメッセージに従って操作を行ってください。
	3	GビズIDプライムをすでに取得していますが、本事業に申請するために、再度発行する必要がありますか。	再度の発行は不要です。GビズIDプライムは、同一の法人かつ同一の利用者の名義により、複数のアカウントの発行を行うことができません。
	4	事業継続力強化計画を紙申請で認定を受けたため、電子申請で認定を受けるにあたり付与される「受付番号」を所有していない場合、システム入力ではどうすればよいか。	事業継続力強化計画を紙申請で認定を受けた場合は、受付番号の入力欄は空欄とし、実施期間始期及び終期のみ入力ください。 なお、「受付番号」（半角数字10桁）の確認方法は以下リンクから確認いただけます。 https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/download/keizokuryoku/hinsei_bangou.pdf